

告示

埼玉県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年四月二十五日認可した。

令和四年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上里土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県児玉郡上里町